

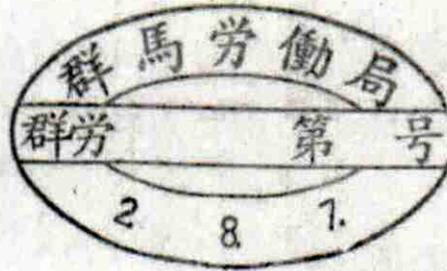
第 437 回 群馬地方最低賃金審議会

H P 公 開 用 資 料

- ・ 群馬県労働組合会議
「関東 1 都 5 県の地方最低賃金審議会答申をふまえての要請書」
- ・ 特定最低賃金北関東 3 県比較表

※ 「第 437 回 群馬地方最低賃金審議会資料」は全ての資料をHPに公開しております。

群馬労働局長
丸山 陽一 様
群馬地方最低賃金審議会 会長
河藤 佳彦 様



2020年8月7日

群馬県労働組合会議

関東1都5県の地方最低賃金審議会答申をふまえての要請書

日頃より労働者の賃金改善に向けた貴職のご尽力に敬意を表します。

さて、8月6日までに28都府県の地方最低賃金審議会にて答申がおこなわれました。その中で、25県で1～3円の引き上げが示されました。中央最低賃金審議会が「現行水準を維持することが適当」としたもとの、現行水準では暮らしていけないとの声に少しでも応えようとしたものではないでしょうか。

関東1都6県では、群馬を除く1都5県で答申がおこなわれ、引上げなしとなった東京都以外は、Aランクの神奈川県+1円、埼玉+2円、千葉+2円、Bランクの栃木県+1円、茨城県+2円の引上げとなりました。

こうした状況のもとで、本日、群馬地方最低賃金審議会での答申が予定されています。関東地方で唯一のCランクで最低額となっている群馬では、+2円以上を引き上げないと格差がさらに開くこととなります。

私たちが求める水準は、全国での最低生計費調査結果にもとづき、ただちに1,000円以上に引上げ1,500円をめざすというのですが、関東圏内で年々群馬県と1都5県との格差が拡大してきた実状をふまえ、少なくとも格差を縮小する引上げを強く求めるものです。

8月6日付上毛新聞は、総務省人口動態調査結果について、「本県人口動態 過去最大1.5万人減 東京圏集中の打開急務」の見出しで伝えています。「東京圏集注の打開」のためには、東京都では10か月、埼玉県では11か月働けば、群馬県での賃金を上回ってしまうまでに拡大した最低賃金の地域間格差を解消することこそ必要です。この点からも、関東1都5県との最低賃金格差を縮小するための引上げを強く求めます。

以上

特定最低賃金北関東三県比較表

年度	鉄鋼		機械			電気			輸送	
	群馬	茨城	群馬	栃木	茨城	群馬	栃木	茨城	群馬	栃木
25年	815	818	804	809	798	802	809	793	804	812
26年	828	834	817	821	811	815	822	806	817	825
27年	841	851	830	835	825	829	836	821	830	840
28年	857	871	846	851	841	845	851	837	846	856
29年	876	892	865	869	859	865	869	855	865	875
30年	897	916	886	889	880	886	889	877	886	896
元年	919	943	908	910	905	908	910	901	908	917
群馬局との差		+24		+2	-3		+2	-7		+9

